

年	月	制度改正等施行スケジュール
2015年 (H27年)	4月	介護報酬改定
		第6期介護保険事業計画開始 (第1号介護保険料の見直し、標準的な認知症ケアパス等反映)
		地域ケア会議の推進(法制化)
		在宅医療連携拠点機能を展開(2018年4月までに全ての市町村で実施)
		予防給付 (介護予防、通所介護・訪問介護)の新しい総合事業への移行開 (2017年4月までに全市町村で実施。2018年までに移行完了)
		特別養護老人ホームへの新規入所者を要介護度3以上に限定
		サービス付き高齢者向け住宅 住所地特例制度の適用
		お泊りデイサービスの見直し (届出、事故報告、情報公表などを義務付け)
	8月	利用者負担の見直し (一部利用者の自己負担が1割から2割へ、補足給付に資産要件追加等)
2016年 (H28年)	4月	小規模通所介護事業所 地域密着型サービスへの移行
		介護福祉士の資格取得要件の見直し
2018年 (H30年)	4月	居宅介護支援事業所 指定権限を県から市町村へ移譲

社会保障審議会介護給付費分科会の資料を参考に筆者作成